

多摩市ひまわり教室運営業務受託候補者選定に関する審査基準書

1. 審査方針

「多摩市ひまわり教室運営業務受託候補者選定」における事業者選定のための審査は、多摩市ひまわり教室運営業務受託候補者選定審査委員会（以下「審査会」という。）において、次の視点により行う。

2. 第一次審査の進め方

第一次審査は、提出された書類に基づき、法人の運営基盤、財務状況、組織及び運営体制、運営実績、事業の多様性並びに保育・療育に対する取組等について、書面による審査を行う。

(1) 審査方法

下記の審査項目及び審査事項について書面により審査を行い、審査項目 1 及び 2 は事務局がそれぞれ 40 点満点で評価し、審査項目 3 から 6 までは各審査委員がそれぞれ 5 点満点で評価する。事務局による評価点の合計 80 点と、各審査委員による評価点の合計 160 点を合算した 240 点満点を、当該応募事業者の第一次審査評価点とする。

第一次審査評価点が最低基準点以上である者のうち、得点が高い順に上位 3 者までを第一次審査通過者として第二次審査の対象とする。なお、第一次審査における次席者は設定せず、同点となり順位を決定する必要がある場合は審査委員の投票により決し、投票においても同数の場合は委員長が決する。

ア 審査基準点

合計 240 点

審査者	審査項目	合計配点	最低基準点
事務局	1 法人の基本情報・運営基盤	40 点満点	120 点 (全得点の合計 240 点の 50%)
	2 法人の財務健全性・経営安定性	40 点満点	
審査会	3 法人の組織概要・運営体制	40 点満点 (5 点×委員 8 名)	
	4 運営実績・事業経験	40 点満点 (5 点×委員 8 名)	
	5 事業の多様性・総合力	40 点満点 (5 点×委員 8 名)	
	6 専門性・保育・療育への取組姿勢	40 点満点 (5 点×委員 8 名)	

※審査項目 1 及び 2 の評価点は事務局が算出し、各審査委員の評価点の合計に加算する。

イ 審査項目及び審査事項（一次審査）

●1・2の項目の評価基準（事務局採点）

40点…特に優れている 32点…優れている 24点…普通 16点…やや劣っている 8点…劣っている

●3～6の項目に対する評価基準（各委員採点）

5点…特に優れている 4点…優れている 3点…普通 2点…やや劣っている 1点…劣っている

審査項目		審査事項	配点 内訳
法人の 運営状況	1 法人の基本情報・ 運営基盤	定款又は法人の登記簿謄本により、次の事項を確認する。 ・法人の目的及び事業内容が、本業務の実施に適したものであるか ・役員の人数、役割分担、監査体制等が適切であるか ・提出書類が最新の法人情報を反映したものであるか	40
	2 法人の財務健全 性・経営安定性	過去 3 か年の決算書等財務状況確認書類により、次の事項を確認する。 ・経常収支の安定性（黒字/赤字の推移） ・自己資本比率・流動比率など財務健全性指標 ・収益構造の安定性（特定収入への依存度） ・債務超過の有無 ・継続的な事業運営能力（資金繰りの安全性）	40
	3 法人の組織概要・ 運営体制	法人概要により、次の事項を確認する。 ・設立経緯・理念の明確性 ・事業規模（職員数・拠点数） ・障害福祉事業の実績年数 ・地域における活動実績・評価 ・組織体制（指揮命令系統・管理体制の明確性） ・人材確保・育成方針	40
	4 運営実績・事業経 験	法人の運営状況により、次の事項を確認する。 ・児童発達支援センター事業の運営実績の内容・年数 ・利用者数・支援実績の規模 ・サービスの質（第三者評価・利用者満足） ・法令遵守体制（内部監査・事故報告体制） ・苦情対応・リスクマネジメント体制	40

5 事業の多様性・総合力	法人が実施する事業・施設等に関する書類により、次の事項を確認する。 ・障がい児支援事業の種類と実績 ・他分野（保育・就労支援等）との連携可能性 ・地域資源とのネットワーク構築状況 ・パンフレット等による情報発信力	40
6 専門性・保育・療育への取組姿勢	法人の保育・療育に対する取組や特色に関する書類により、次の事項を確認する。 ・療育方針の明確性（エビデンス・理論的裏付け） ・専門職配置（PT・OT・ST・心理職等） ・家族支援・保護者支援の取り組み ・保育・療育に対する考え方や特色、独自の取組み等	40

3. 第二次審査の進め方

第二次審査は、第一次審査通過者から提案書に基づくプレゼンテーションを受け、併せてヒアリングを行った上で、提案内容の的確性及び実効性について、審査会が評価を行う。

(1) 審査方法

第一次審査通過者からプレゼンテーションを受け、併せてヒアリングを行った上で、下記の審査項目について評価する。審査項目 1 から 5 まで及び 7 は各審査委員が評価し、各審査委員の評価点の合計 1,200 点と、事務局が算出する審査項目 6 の価格点 160 点を合算した 1,360 点満点を、当該応募事業者の第二次審査評価点とする。

ア 第二次審査の配点

合計 1,360点

審査項目	配点	最低基準点
1 委託業務実施についての基本理念・基本方針	200点満点 (25点×委員8名)	二次審査単独での最低基準点はない。
2 委託業務に従事する職員	240点満点 (30点×委員8名)	
3 委託業務実施に当たっての内容及び方法	320点満点 (40点×委員8名)	
4 運営管理・安全管理・虐待対応	240点満点 (30点×委員8名)	
5 地域の児童発達支援の拠点としての役割	80点満点 (10点×委員8名)	

6 提案価格	160点満点 (事務局採点)	
7 委託開始準備及び受託期間終了時の次期受託者への引継ぎ方法	120点満点 (15点×委員8名)	

※審査項目 6 の価格点は事務局が算出し、各審査委員の評価点の合計に加算する。

イ 審査項目及び審査事項(第二次審査)

評価基準委員 1 名あたり…5点…特に優れている 4点…優れている 3点…普通 2点…やや劣っている 1点…劣っている

※大項目5については10点満点

評価基準委員 1 名あたり…10点…特に優れている 8点…優れている 6点…普通 4点…やや劣っている 2点…劣っている

審査者	大項目	評価項目		配点 内訳
審査会	1. 委託業務実施についての基本理念・基本方針について	①	児童福祉法・障害児支援の理念(インクルージョン・最善の利益)の理解度	40
		②	児童発達支援センターの役割(地域中核機能)の理解	40
		③	利用児童・家族中心の視点の具体性	40
		④	地域課題を踏まえた方針になっているか	40
		⑤	法令遵守・倫理観(権利擁護)の考え方	40
	2. 委託業務に従事する職員について	①	管理者・児童発達支援管理責任者等の配置の妥当性	40
		②	専門職(OT・ST・心理等)の配置計画	40
		③	経験年数・専門性のバランス	40
		④	人材確保・採用計画の実現性	40
		⑤	研修・スキル向上体制(年間計画)	40
		⑥	定着・離職防止策について	40
	3. 委託業務実施にあたっての内容及び方法について	①	グループ療育(1日クラス、午後クラス)及び個別療育の運営方法について	40
		②	食育及び食事支援について(食事提供への対応、アレルギー等の対応、食品衛生責任者の配置)	40

		③	個別支援計画作成・モニタリングの実施方法	40
		④	5 領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)に基づく支援の実施方法について	40
		⑤	家族支援の方法・内容(相談・ペアレントトレーニング等)	40
		⑥	移行支援(園・学校との連携)	40
		⑦	支援記録・情報共有方法の適切性	40
		⑧	預かり保育の実施体制	40
	4.運営管理・安全管理・虐待対応について	①	運営管理体制(責任系統・意思決定の明確性)	40
		②	リスク管理(事故・ヒヤリハット対応)の体制	40
		③	感染症対策・災害対策の具体性	40
		④	虐待防止体制(委員会・研修・通報ルート)	40
		⑤	苦情対応体制の整備状況	40
		⑥	個人情報保護・守秘義務対策	40
	5.地域の児童発達支援の拠点としての役割の提案について	①	地域全体の児童発達支援を充実させるための新たな事業提案	80
事務局	6.提案価格	①	提案価格による評価基準により事務局が算出	160
審査会	7.委託開始準備と受託期間終了時の次期受託者への引継ぎ方法について	①	開設準備スケジュールの具体性	40
		②	記録・個別支援情報の引継ぎ方法	40
		③	次期受託者への引継ぎ体制(療育継続方法)	40

(2) 提案価格による評価基準

落札率=5 年間の提案価格総額÷契約目途額

価格点=(1-落札率)×640

※落札率が 0.75 を下回る場合は、落札率を 0.75 として算定する。

※価格点は 160 点を上限とする。

※契約目途額を超える見積金額を提出した事業者は失格とする。

※価格点に小数点以下が生じた場合は、小数点第 2 位を四捨五入し、小数点第 1 位までとする。

※事務局が算出した価格点は、各審査委員の評価点の合計に加算する。

4. 評価点の算出

第一次審査評価点 240 点と第二次審査評価点 1,360 点を合算した 1,600 点満点を最終総合評価点とする。一次審査と二次審査の全得点の合計 1,600 点の 60%の 960 点を全体の最低基準点とする。最終総合評価点が最低基準点である 960 点以上の者について、得点が高い順に順位付けを行い、最も得点が高い者を最適受託候補者とし、次に得点が高い者を次席者とする。

なお、審査対象事業者が 1 者の場合も最低基準点を適用し、最終総合評価点が最低基準点未満の場合は選定しない。同点となり順位を決定する必要がある場合は審査委員の投票により決し、投票においても同数の場合は委員長が決する。

5. 審査結果の通知

選定結果は、指名業者選定委員会への報告及び承認後、全ての応募者に文書で通知するとともに、最適受託候補者及び次席者の法人名及び所在地を多摩市公式ホームページに掲載する。